

重 要

お 客 様 へ

津久見商業協同組合の前身である

津久見市商店街連合会の「五百圓商品券」

利用停止及び払戻しのお知らせ

お客様に長年ご愛顧頂いておりました、津久見商業協同組合の前身の津久見市商店街連合会発行の「五百圓商品券」は、6月30日(火)を持ちまして利用を停止させていただきます。

つきましては、お手持ちの「五百圓商品券」は資金決済に関する法律第20条第1項に基づき7月1日(水)より津久見商業協同組合事務所において払戻し致しますので、期間内にお申し出ください。

長い間ご利用頂き誠にありがとうございました。

払戻し期間

令和2年7月1日(水)～令和2年9月30日(水)

※祝日・お盆休み(令和2年8月13日～令和2年8月15日)を除く

毎週月曜日～金曜日 9時～12時及び13時～16時30分

※期間内に申し出がなされると払戻しの手続きから除斥されますのでご注意ください。

払戻し窓口

津久見商業協同組合

申し出方法

商品券を直接払戻し窓口にご持参下さい。現金で払戻し致します。

津久見商業協同組合が払戻しする「五百圓商品券」は下記の500円券です。



詳細は下記までお問い合わせ下さい。

津久見商業協同組合

津久見市中央町916番地5

TEL 0972-82-1728